

【要領様式第6-3号】

保安業務以外の兼業内容等に関する書面

下記のとおり保安業務以外の兼業を行っていますが、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第31条第4号で規定された、保安業務以外の業務が保安業務の的確な遂行に支障を及ぼすおそれはありません。

記

業務の種類	業務内容
LPガスに関する業務	1 一般消費者等用LPガス販売 2 工業用LPガス販売 3 LPガス製造（充てん等） 4 LPガス配送 5 LPガス器具販売 6 LPガス設備工事 7 その他（ ）
その他の業務	

- 〈備考〉
- LPガスに関する業務については、現に行っている業務内容の番号に○を付けること。
 - 法人にあつては、定款記載の業務のうち、現に行っている業務を記載すること。
 - 「保安業務以外の業務が保安業務の的確な遂行に支障を及ぼすおそれがない」とは、保安業務以外の業務を行う場合であっても的確に保安業務を行う体制を整えていることをいい、具体的には以下のような場合が考えられる。
 - 保安機関が供給機器若しくは消費機器の製造、販売若しくは修理、安全機器の販売又は液化石油ガス設備工事等の液化石油ガスの販売に係る業務も兼業しているときに、保安業務の委託を行った液化石油ガス販売事業者又は一般消費者等の便益を不当に害さないように、保安業務部門の保安業務資格者、充てん作業員及び調査員を保安業務に専従する体制としたり、保安業務とそれ以外の業務を兼務する場合であっても、その区分を明らかにして業務を行うことを当該法人内で義務づけること等の措置を講じている場合。
 - 保安機関が店舗経営等を兼業しているときに、保安業務資格者である店舗経営者が店舗における業務を行う場合であっても従業員を、雇用することにより保安業務を行う時間帯（緊急時対応については終日）に店舗を離れることができるようにすること等の措置を講じている場合。

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつては

その代表者の氏名

印

住 所